

# 明治大学 元父母の会 会則

2024年2月20日制定

(名称)

**第1条** この会は、明治大学元父母の会（以下「本会」という。）と称し、本部を学校法人明治大学（以下「本法人」という。）内に置く。

(目的)

**第2条** 本会は、明治大学父母会（以下「父母会」という。）に所属していた父母による組織として、自主運営を旨とし、会員相互の連携と親睦を図り、もって明治大学（以下「本大学」という。）及び父母会の発展・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

**第3条** 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本大学賛助のために必要な事業
- (2) 父母会賛助のために必要な応援会や講演会等の支援事業
- (3) その他本会の目的達成のために必要な事業

(入会)

**第4条** 本会に入会を希望する個人は、本大学の定める専用寄付サイトより本会が定める月額寄付の手続きをもって会員とする。

2 本会活動の趣旨に賛同後援する個人及び法人は、本会が定める寄付の手続きをもって賛助会員とする。

(会員及び賛助会員の特典)

**第5条** 本会は、会員及び賛助会員に、次の特典を提供する。

- (1) 本会並びにスポーツ応援及び文化・芸術・講演会行事等の情報提供
- (2) 本法人及び本学並びに父母会主催行事への優待参加

(退会)

**第6条** 本会の会員及び賛助会員の資格は、次の場合に喪失する。

- (1) 退会の申し出があった場合
- (2) 個人の場合は、死亡した場合。法人の場合は、法人格が消滅した場合
- (3) 第4条の規定による寄付が行われなくなった場合
- (4) 本会の趣旨に違背した行為があったと第13条に規定する役員会において認められた場合  
(役員)

**第7条** 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名  
(役員の選出)

**第8条** 役員は、次のとおり選出するものとする。

- (1) 会長及び監事は、第12条に規定する総会で選出する。
- (2) 副会長は、会員の中から会長が任命する。
- (3) 監事は、他の役員を兼務することが出来ない。  
(役員の職務)

**第9条** 役員は、次の職務を誠実に執行するものとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を遂行出来ないときは、別に定める順位に従いその職務を代行する。また、本会の総務・会計・行事・広報等の会務を行う。
- (3) 監事は、本会の会計及び事業を監査し、第12条に規定する総会に報告するとともに、第13条に規定する役員会に出席し、その職務に関し、意見を述べる事が出来る。  
(役員の任期)

**第10条** 役員任期は、1年とする。ただし、役員再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合に補充された、代行役員任期は、前任者の残任期間とする。

(相談役)

**第 1 1 条** 本会に相談役を置くことが出来る。

2 相談役は、役員会の推薦により会長が委嘱する。

3 相談役は、本会への必要な助言を行う。

(総会)

**第 1 2 条** 本会は、年 1 回総会を開き、事業報告を行い、事業計画案を会員の過半数により議決する。

2 総会は、会長がこれを招集し、議長となる。

3 会長は、第 1 3 条に規定する役員会の議決又は会員の過半数の要求があった場合は、臨時総会を招集しなければならない。

4 会長は、総会の招集にあたって、開催日の 2 週間前までに、付議事項を記載して会員に通知するものとする。

(役員会)

**第 1 3 条** 役員会は、本会の会長及び副会長をもって構成する。

2 役員会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、会務を総理し、役員会の議長となる。

4 会長は、役員会構成員の過半数の要求があった場合は、役員会を招集しなければならない。

5 役員会は、次の事項を審議・決定する。

(1) 総会に付議する重要な事項

(2) その他、本会の運営に関する重要な事項

(名誉会長)

**第 1 4 条** 本会に名誉会長を置く。

2 名誉会長は、学校法人明治大学理事長とする。

(経費)

**第 1 5 条** 本会の経費は、事業実施にともなう参加費、事業毎のプロジェクト寄付などをもって充てる。

(事業年度)

**第 1 6 条** 本会の事業年度は、1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までとする。

(事務)

**第 17 条** 本会の運営に関する事務は、本法人大学支援部父母会連携事務室が補佐する。

(実施規定)

**第 18 条** この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会の議を経て決定する。

(会則の変更)

**第 19 条** この会則の改廃は、総会の議を経た上で、本法人の常勤理事会の承認を受けた上で行う。

#### **附 則**

この会則は、本法人の常勤理事会の承認を受けた上で、2024年3月3日から施行する。